

◇計画・条例の施行までのスケジュール(概略)

期 間	都 市 計 画 課 業 務	委 託 業 務
平成20年 4～6月	●委託業者の決定 ・業務の詳細打合せ ・委託契約 ・委託業務開始	6～11月 個別業務実施期間
7～10月	●策定委員会準備 ・要綱等作成 ・委員選定(公募?)	
11月～ 平成21年 3月	●策定委員会開催(前半) ・概要説明 ・実施事業報告 ・方針等の検討	11月 個別業務結果報告
4～7月	●策定委員会開催(後半) ・計画案の作成 ・条例案の作成	3月 成果品(素案)納品
8～12月	●計画・条例等の策定手続 ・庁議、都市建設委員会報告 ・公聴会、パブリックコメント ・計画の閲覧	7月 原案納品
平成22年 1～3月	●計画・条例等の制定手続 ・都市計画審議会 ・議会上程	8～2月 印刷製本業務
4～8月	●計画・条例等の市民周知期間 ・広報、ホームページ等 ・説明会等の開催	3月 成果品納品
9月	●条例施行	